

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第39号

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則（平成17年総社市規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
（指定工事店の指定申請） 第3条 略 2 略 <u>3 第1項の規定による申請に基づき指定を行う場合における指定の有効期間は、他に特別の理由があると認める場合を除き、条例第6条第2項ただし書の規定により、指定後最初に到来する一斉更新の年の8月31日までとする。</u> <u>様式第2号（第3条関係）</u> （別紙のとおり）	（指定工事店の指定申請） 第3条 略 2 略 <u>3 市長は、第1項の規定による申請に基づき指定を行う場合は、申請日の属する月の3月後の1日を指定日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</u> <u>4 前項の指定の有効期間は、条例第6条第2項ただし書の規定により、指定後最初に到来する一斉更新の年の8月31日までとする。</u> <u>様式第2号（第3条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

年 月 日

責 任 技 術 者 名 簿

総社市長 様

指 定 番 号 第 号

名 称

〒

営業所所在地

電話

代 表 者 氏 名

ふ り が な 責任技術者名	住 所	登録番号	摘要

（注）摘要欄には，専属・所属の別を記入すること。